

(介護保険)

## 十善会訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人十善会が開設する十善会訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要性を認めた高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて（要支援状態にある高齢者等の場合は、介護予防の観点から）、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所の名称)

第3条 事業を行う指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名 称 十善会訪問看護ステーション
- 2) 所在地 長崎市淵町 20 番 5 号  
十善会在宅総合支援センター内

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 看護師 1 名 （常勤・訪問看護師と兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2) 看護師等 看護師 2.5 名以上（常勤換算）（管理者兼務 1 名）  
作業療法士 1 名以上（常勤換算）

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、国民の祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
- 2) 営業時間 平 日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 30 分
- 3) 連絡体制 電話等により、24 時間常時連絡・対応が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1) 病状・障害の観察、健康管理
- 2) 療養・看護・介護方法の指導及び家族介護者等の支援
- 3) 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- 4) ターミナルケア
- 5) リハビリテーション
- 6) 認知症や精神疾患の方の看護
- 7) 褥瘡や創傷の処置
- 8) カテーテルなどの医療機器の管理
- 9) その他医師の指示による医療処置
- 10) 保健・福祉サービスなどの活用支援

(利用料等)

第7条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービス又は受託事業サービスであるときは、負担割合証に応じて1割又は2割又は3割とする。

2 死後の処置料は、10,000円とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者の家族に対して説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、長崎市の一部（平成17年1月4日合併直前の旧長崎市内）とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、看護師等の資質の向上及び能力の開発を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

1) 採用時研修 採用後1か月以内

2) 継続研修 年2回以上

2 組織的・効率的な運営を図るため、業務体制を整備する。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密（個人情報を含む）を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密（個人情報を含む）を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密（個人情報を含む）を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 利用者の人権擁護、虐待防止のため、指針を別に定め、従業員に周知する。

また、虐待防止検討委員会を設置するとともに、従業者には年１回以上の研修を実施する。

- 6 サービス提供にあたり、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。身体的拘束等の適正化のための指針を定めるとともに、委員会の設置と従業者への定期的な研修を実施する。  
やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下のように定め説明と同意を得るものとする。
  - 1）本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得る。
  - 2）その態様及び時間、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。
- 7 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な訓練や研修を定期的実施する。また、事業継続計画は、定期的に見直しを行い、必要に応じ事業継続計画の変更を行う。
- 8 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人十善会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 2 月 16 日一部改正  
平成 19 年 8 月 16 日一部改正  
平成 20 年 4 月 1 日一部改正  
平成 20 年 6 月 16 日一部改正  
平成 20 年 9 月 16 日一部改正  
平成 20 年 11 月 4 日一部改正  
平成 21 年 1 月 1 日一部改正  
平成 21 年 4 月 16 日一部改正  
平成 21 年 9 月 1 日一部改正  
平成 21 年 9 月 9 日一部改正  
平成 21 年 12 月 16 日一部改正  
平成 22 年 1 月 16 日一部改正  
平成 22 年 2 月 1 日一部改正  
平成 22 年 4 月 1 日一部改正  
平成 22 年 11 月 16 日一部改正  
平成 23 年 1 月 4 日一部改正  
平成 23 年 1 月 16 日一部改正  
平成 23 年 4 月 1 日一部改正  
平成 23 年 5 月 16 日一部改正  
平成 23 年 7 月 13 日一部改正  
平成 24 年 2 月 1 日一部改正  
平成 24 年 4 月 1 日一部改正  
平成 24 年 4 月 18 日一部改正

平成 24 年 7 月 1 日一部改正  
平成 25 年 4 月 1 日一部改正  
平成 26 年 4 月 1 日一部改正  
平成 27 年 8 月 1 日一部改正  
平成 27 年 10 月 1 日一部改正  
平成 27 年 11 月 1 日一部改正  
平成 27 年 12 月 16 日一部改正  
平成 28 年 4 月 1 日一部改正  
平成 29 年 1 月 16 日一部改正  
平成 29 年 3 月 1 日一部改正  
平成 29 年 6 月 1 日一部改正  
平成 29 年 7 月 1 日一部改正  
平成 30 年 6 月 18 日一部改正  
平成 30 年 7 月 1 日一部改正  
平成 30 年 9 月 1 日一部改正  
平成 30 年 11 月 16 日一部改正  
平成 31 年 4 月 1 日一部改正  
令和 1 年 12 月 10 日一部改正  
令和 2 年 12 月 1 日一部改正  
令和 3 年 1 月 18 日一部改正  
令和 3 年 2 月 1 日一部改正  
令和 3 年 6 月 1 日一部改正  
令和 3 年 9 月 1 日一部改正  
令和 4 年 3 月 6 日一部改正  
令和 4 年 3 月 24 日一部改正  
令和 4 年 4 月 16 日一部改正  
令和 5 年 4 月 24 日一部改正  
令和 5 年 11 月 1 日一部改正  
令和 6 年 4 月 1 日一部改正  
令和 6 年 5 月 13 日一部改訂  
令和 6 年 8 月 5 日一部改訂  
令和 6 年 12 月 16 日一部改訂  
令和 7 年 1 月 16 日一部改訂  
令和 8 年 2 月 16 日一部改訂  
令和 8 年 4 月 1 日一部改訂